

老人福祉施設等を対象とする消防法令の改正について

平成 26 年 3 月 20 日
奈良県健康福祉部長寿社会課

1 改正概要

スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置対象の拡大

(1) 消防設備（主なもの）の設置基準の見直し

適用	消防法施行令別表第 1 第 6 項ロ			消防法施行令別表第 1 第 6 項ハ		
消防設備種別	スプリンクラー設備	自動火災報知設備	火災通報装置（消防機関へ通報する火災報知設備）※	スプリンクラー設備	自動火災報知設備	火災通報装置（消防機関へ通報する火災報知設備）
現行	延べ床面積 275 m ² 以上	すべての施設	すべての施設	平屋建以外で延べ床面積 6,000 m ² 以上	延べ床面積 300 m ² 以上	延べ床面積 500 m ² 以上
平成 27 年 4 月 1 日～	すべての施設	同上	同上	同上	利用者を入居、又は宿泊させるもの →すべての施設 上記以外 →延べ床面積 300 m ² 以上	同上

※ 別表第 1 第 6 項ロに掲げる防火対象物の火災通報装置は、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するものであること。ただし、自動火災報知設備の受信機及び消防機関へ通報する火災報知設備が防災センター（常時人がいるものに限る。）に設置されるものにあつては、この限りでない。

(2) 施設類型による適用について（消防法施行令別表第 1） 平成 25 年 4 月 30 日付、県より通知済

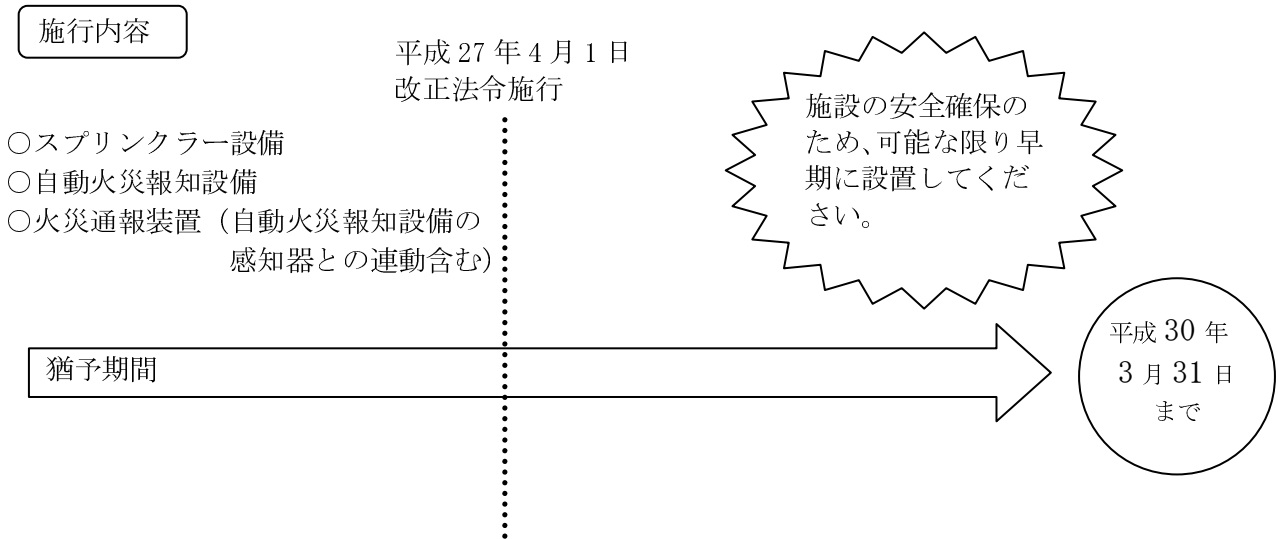
施設類型	現行制度	平成 27 年 4 月 1 日～
<ul style="list-style-type: none"> 老人短期入所施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 認知症高齢者グループホーム 	第 6 項ロ	第 6 項ロ（変更なし）
<ul style="list-style-type: none"> 有料老人ホーム※1 	<ul style="list-style-type: none"> 主として要介護状態にある者を入居させるもの → 第 6 項ロ それ以外のもの → 第 6 項ハ 	<ul style="list-style-type: none"> 避難が困難な要介護者を主として入居又は宿泊させるもの※2 → 第 6 項ロ それ以外のもの → 第 6 項ハ
<ul style="list-style-type: none"> デイサービスセンター 軽費老人ホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 	第 6 項ハ	
<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉センター 老人介護支援センター 	第 6 項ハ	第 6 項ハ（変更なし）

※1 有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅（食事の提供等を行うもの）を含む。

※2 「避難が困難な要介護者を主として入居又は宿泊させるもの」とは、入居又は宿泊する要介護 3 以上の者が施設定員の半数以上であることを目安とする。

2 施行日と既存施設の経過措置

改正法令は**平成27年4月1日に施行**。但し、既存施設（新築、改築等工事中含む）については、経過措置として下記のような猶予期間が設けられている。



この文書は、消防法令改正に関する主なものを、県長寿社会課でまとめたものです。

消防法令に関するご不明な点、取扱いの詳細については、管轄の消防署にお問い合わせください。